

平成17年第4回朝日町議会定例会会議録(第1号)

平成17年11月22日(火曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第53号

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第53号

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

出席議員(16人)

1番 脇 四計夫 君

2番 長崎 智子 君

3番 水野 仁士 君

4番 蓬澤 博 君

5番 脇山 勝昭 君

6番 大森 憲平 君

7番 河内 邦洋 君

8番 水島 一友 君

9番 河内 正美 君

10番 梅澤 益美 君

11番 中陣 將夫 君

12番 松倉 彰夫 君

13番 吉江 守熙 君

14番 廣田 誼 君

15番 稲村 功 君

16番 松下 宏一 君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 魚津 龍一 君

助 役	追 分 悠紀夫 君
教 育 長	永 口 義 時 君
総 務 政 策 課 長	吉 田 進 君
税 務 財 政 課 長	竹 内 寿 実 君
町 民 ふ く し 課 長	林 和 夫 君
ま ち づ くり 振 興 課 長	永 口 明 弘 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	稲 荷 優 君
あ さ ひ 総 合 病 院	
事 務 部 長	澤 田 雅 文 君
消 防 本 部 総 務 課 長	善 万 敏 雄 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	稲 荷 進
議 事 係 長	竹 谷 俊 範

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(梅澤益美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人で、定足数に達しておりますので、これより平成17年第4回朝日町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長(梅澤益美君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

13番 吉 江 守 熙 君

14番 廣 田 諠 君

を指名いたします。

会期の決定

議長(梅澤益美君) 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(梅澤益美君) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第53号

議長(梅澤益美君) これより、議案第53号 朝日町の職員の給与に関する条例一部改正の件を議題といたします。

提案理由説明

議長(梅澤益美君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君）平成17年第4回朝日町議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第53号朝日町の職員の給与に関する条例一部改正の件は、今年度の人事院勧告に伴う国・県の措置など諸般の情勢を慎重に検討し、国の改正措置に準じて改定を行うものであります。

本年の給料改定につきましては、依然として厳しい民間との均衡を考慮し、減額し、期末・勤勉手当については、民間における支給状況等を考慮し、勤勉手当で支給割合を0.05カ月分引き上げるものであります。

今後とも、職員と一丸となり、町民の立場に立った適切な行政サービスの提供と効率的な業務運営に取り組み、朝日町の発展のために職務に精励してまいりたいと考えております。

何とぞ、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

これより議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

〔休憩中に、総務政策課長（吉田進君）が議案第53号について細部説明を行う〕

（午前10時05分）

議長（梅澤益美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（梅澤益美君）これより、上程されております議案第53号朝日町の職員の給与に関する条例一部改正の件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては、挙手をするとともに、発言ボタンを押しいただきますようお願いいたします。

質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切にお願いいたします。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（梅澤益美君）ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（梅澤益美君）これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に反対討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（梅澤益美君）次に、賛成討論はございませんか。

脇四計夫君。

〔1番脇四計夫君登壇〕

1番（脇四計夫君）1番、日本共産党、脇四計夫であります。今臨時議会に提案されております議案第53号、朝日町の職員の給与に関する条例一部改正案について賛成する立場で討論に参加します。

地域経済の厳しい状況と、そこで働く労働者の労働条件、賃金水準及びことしの人事院勧告を考慮しますと、今回の給与改定議案には同意いたしますが、この状況が決して正常なものでないことを指摘したいと思います。

地方公務員法第24条第3項では、職員の給与は生計費、国及び地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮しなければならないと定められています。いわゆる人事院勧告に準拠すると言われるものです。

そもそも人事院勧告制度は、憲法ですべての労働者に保障されているストライキ権を初めとする争議権の代償措置だと言われています。また、公務員には憲法で全体の奉仕者として

職務に専念義務が課せられ、さらに地方公務員法においては、職務上知り得た秘密について守秘義務があります。さらに、兼業禁止規程によってアルバイトが禁止されています。それゆえ、公務員の給与は安定した生活を保障するものでなければなりません。

ところが、民間では、パートや派遣労働者などが労働者の半数にも達するという異常な労働環境にあります。これが労働者全体の給与水準を引き下げています。職業安定法（職安法）に規定する労働者供給事業の禁止が労働者派遣事業法の制定によって派遣労働の規制を取っ払い、大企業の利益優先の政策が行われてきた結果であります。

一方、大企業では史上空前の利益を上げ、トヨタ自動車では3年連続で1兆円もの利益を上げています。庶民には大增税を押しつけ、これら大企業にはこれまでの税率の3分の1近

くを減税しています。高額所得者についても最高税率が21年前の半分の税率となっています。大企業のリストラを規制し、賃金の引き上げで所得の公平な分配を行うべきです。

しかし、政府税調は10月25日、定率減税の廃止、消費税の10%以上の増税を表明いたしました。大企業、高額所得者の減税はそのままにして、これでは所得の格差はますます広がるばかりであります。

このような方向は逆ではありませんか。今、手を打たなければいけないのは、庶民の懐を豊かにして消費購買力を高め、商店、商店街と不況にあえぐ中小企業を元気にすることではありませんか。

町においても、単純に職員を減らせばよい、人件費を減らせばよいというものではありません。私たち朝日町で一番たくさんの労働者が働いている事業所は、町の職員が働く役場や病院、保育所などではありませんか。町の職員が消費を今以上に節約する状況になれば、朝日町の経済への影響は少ないと思います。

最後に、町の職員の皆さんにも、労働者であると同時に全体の奉仕者であるわけですから、住民の願いに十分にこたえる努力を一層お願いし、また給与削減の不当性を当局と住民に訴える努力を要望して討論を終わります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（梅澤益美君） 討論がないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

採 決

議長（梅澤益美君） これより、上程されております議案第53号朝日町の職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（梅澤益美君） 全員起立であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は終了いたしました。

町長あいさつ

議長（梅澤益美君）次に、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君）本議案は12月1日からということございまして、議員各位にはご多忙の中、臨時議会にご出席いただきましてありがとうございました。

12月は師走という季節でございますので、健康に留意していただきまして、12月8日から12月定例議会を開催するという予定にしておりますので、またいろいろご指導賜りますようお願いを申し上げて、あいさつにかえます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（梅澤益美君）以上で、平成17年第4回朝日町議会臨時会における審査は終了いたしました。

これをもって平成17年第4回朝日町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでございました。

（午前10時14分）